第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。）の場合にあっては指定通所基準第七十一条、第七十一条の二又は七十一条の六において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあってはこれに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合

(2)　㈠・㈡　（略）

ロ　指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下この口において同じ。）の従業員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）
(1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は障害福祉サービス経験者の員数を満たしていないこと。	

あっては同令第七十一条の四において準用する同令六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合

(2)　㈠・㈡　（略）

ロ　指定放課後等デイサービス事業所等の従業員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十
(1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）若しくは障害福祉サービス経験者（指定通所基準第六十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。（児童発達支援管理責任者の員数については、指定通所基準附則第二条の規定により、適用しない場合も含む。）	